

第174回国際高官セミナー

「刑事司法の各段階を通じた再犯防止及び円滑な社会復帰のための諸方策： 政策とグッドプラクティス」

1 日程及び参加者

- 令和2年1月16日（木）から同年2月14日（金）まで
- 海外参加者13の国・地域から16名
- 国内参加者7名

2 研修概要

犯罪に及んだ者が、犯罪を繰り返さずに、更生し、責任ある社会の一員として生活できるようになることは、安全・安心な社会の構築につながる。2015年に国連総会で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）においても、ゴール16に「平和と公正をすべての人に——持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」との目標が掲げられており、犯罪者について、その刑を終えた後、地域社会のよき一員として社会復帰できるよう推進することは、包摂的な社会の実現にとっても重要である。

犯罪者を検挙し、その処分や刑を定める刑事手続においては、真実を解明し、適切に刑を科することが必要であるが、可能な限り、再犯防止や犯罪者の社会復帰を図ることもまた重要である。犯罪者が矯正施設に収容された場合であっても、ほぼ必ずいつか社会に戻ってくることからすれば、刑事司法の各段階で、再犯防止や社会復帰の視点から犯罪者についての十分な資料を得て、犯罪者の特性に応じた適切な判断、介入・処遇や支援を行う必要がある。

犯罪者のニーズは様々で、再犯防止や社会復帰を実現するための処遇や支援は、国の刑事司法機関のみでは実施できない。社会内に犯罪者を受け入れることについて、市民や地域社会の理解と協力を得られなければ、犯罪者の立ち直りを視野に入れた様々な処分・処遇も行えない。犯罪者も社会を構成する一員で包摂すべき存在であること、犯罪者が更生し社会への再統合がなされることでその者の再犯防止につながり、安全・安心な社会が実現され得るということを市民や地域社会に理解してもらうことは重要であり、市民・地域社会の理解を得て協力体制を築くことで、関係機関との連携も促進されるのである。

本研修では、刑事司法の各段階において再犯防止や社会復帰の観点からの処分・処遇の選択、犯罪者の特性に応じた処遇、他機関連携・官民連携や地域社会の理解を得るための方策について、研修参加国での現状を共有し、実務の在り方に関する参加者の知識・理解を深め、それぞれの国内における課題の解決につながる取組について検討する。

3 客員専門家等

本研修においては、アジ研教官による講義のほか、以下の客員専門家・外部講師による講義を行う。（敬称略）

【客員専門家】

- マッティ・ヨッツェン博士
タイ 法務研究所 特別顧問
- ヤナ・スピーロ 氏
クロアチア共和国 司法省刑務所制度・保護観察部局 大臣補佐官
- マシユール・ウィー・ウィク・ケオン 氏
シンガポール共和国 リハビリテーション企業公社 (SCORE) 最高責任者

【外部講師】

- 岡本 泰弘 氏 法務省大臣官房秘書課 再犯防止推進室 室長補佐
- 衛藤 象平 氏 厚生労働省職業安定局 雇用開発企画課
就労支援室 室長補佐
- 宮下 洋介 氏 川越公共職業安定所 統括職業指導官

以 上